

の職務を代理する。

- 3 会計は、委員会の会計を処理するとともに年度末には会計収支計算書を作成し、監査を経たうえで委員会に報告する。
- 4 監事は、この会の会計および会務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の補充役員任期は、前任者の在任期間とする。

(事務局員の設置)

第10条 委員会事務局に事務局長及び事務員を置き、会長が任免する。

(会議)

第11条 この会の会議は、委員会及び役員会とする。

- 2 定期委員会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時委員会は、役員会においてその必要を認めるとき及び委員の半数以上の要請があったときに開催する。
- 4 役員会は、必要に応じて随時開催する。
- 5 会議は、すべて会長が招集する。

(委員会の議決事項)

第12条 委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定又は改正。
- (2) 業務計画の承認。
- (3) 業務報告の承認。
- (4) その他、役員会において必要と認めた事項。

(役員会の審議事項)

第13条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 委員会において討議すべき事項。
- (2) その他、会長において必要と認めた重要な会務。

(会議の運営)

第14条 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。

(議事の表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。